

募集要項

令和8年6月1日

全国健康保険協会兵庫支部
支部長 多田 雅史

全国健康保険協会兵庫支部では、健康経営の普及推進に向けた事業にご協力いただける事業者を募集します。

1. 目的

全国健康保険協会兵庫支部（以下、協会けんぽ兵庫支部という。）が実施する「健康経営の普及推進事業（以下、本事業という。）」に協力いただける事業者の公募について定めるものである。

2. 応募方法

別紙1「健康経営普及推進事業 協力応募申込書」に記入のうえ協会けんぽ兵庫支部へ提出すること。

3. 応募要件

次の要件の全てを満たす事業者であること。

(1) 兵庫県内全域の事業所へ本事業への協力業務を無償で提供できること。

- ①協会けんぽ兵庫支部加入事業所への健康経営及び関連事業の普及推進の協力・連携
- ②協会けんぽ兵庫支部加入事業所への「わが社の健康宣言」事業の周知・広報
- ③「わが社の健康宣言」に登録した協会けんぽ兵庫支部加入事業所への健康経営の取り組みを推進・継続するための支援

※支援は取組みの一部（例えば、運動の支援のみ、食事の支援のみ、など）に限定したのではなく総合的に支援できること。

- ④協会けんぽ兵庫支部が実施する「健康保険委員」事業の周知・広報
- ⑤協会けんぽ兵庫支部が配信する「メールマガジン」「LINE」配信事業の周知・広報
- ⑥協会けんぽ兵庫支部が実施する「健康講座」事業の周知・広報
- ⑦健康経営の普及推進に係るセミナー等の開催への協力・連携

(2) 本事業者として選定後においても「わが社の健康宣言」に付随した商品等の創設は行わないこと。

(3) 健康経営アドバイザー、日本健康マスター検定、メンタルヘルスマネジメント検定等の有資格者の配置など本事業に関して十分な知識を有し、現に健康経営推進体制のもと

事業を行っていること。

- (4) 兵庫県内を広範にカバーできる組織及び人員体制を有する事業者であり、かつ協力事業者自体が既に健康経営に取り組み、日本健康会議の健康経営優良法人認定制度の認定を受けていること。
- (5) 本事業は、協会けんぽ兵庫支部加入者の健康増進等、加入者及び事業主の利益の実現を目的とした公益性の高い取組みであることを十分に理解していること。
- (6) 協会けんぽ兵庫支部が民間企業の営利に当たる活動を行ってはならないことを十分に理解していること。
- (7) 特定の業種において特定の企業が競争上有利とならないよう、協会けんぽが当該特定の企業以外と連携することに何ら異議を唱えないこと。
- (8) 協会けんぽ兵庫支部が特定の企業の事業を推奨していると第三者が解するような活動を行わないこと。
- (9) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (10) 政治的、宗教的な内容を含む取組みではないこと。
- (11) 実施内容が社会秩序や公序良俗に反するものではないこと。
- (12) その他法令、規則等に違反するものではないこと。

4. 選考方法

前記の応募要件を満たし、本事業に対して、非営利かつ公平、公正な取組みが期待され、協会けんぽ兵庫支部加入者及び事業主の利益の実現に適切に寄与できる企業（団体）と認められる事業者を選考する。

5. 提出書類

- ①別紙1健康経営普及推進事業 協力応募申込書
 - ②業務提案書
 - ③会社概要パンフレットおよび業務提案書に補足する資料
 - ④別紙2社会保険料納入証明書または領収書の写し（直近1年間）
 - ⑤健康経営優良法人に認定されたことがわかる資料
- ※①、④、⑤は各1部、②、③は各3部提出すること。

6. 選考結果

選考結果は書面により通知する。

7. その他

具体的な事業推進にあたっては、別途、書面による覚書を締結することとする。

8. 問い合わせ先

全国健康保険協会兵庫支部 企画グループ

〒651-8512 兵庫県神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST

電話：078-252-8701（音声案内③）

※応募をご検討いただいている事業者様は、事業の説明や申請書類の提供などを行いますので、一度上記「問い合わせ先」にご連絡ください。